

平成19年6月宮崎県定例県議会

議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成19年6月26日

場 所 第1委員会室

平成19年6月26日（火曜日）

午前10時1分開会

会議に付した案件

○概要説明

地域生活部

1. 県議会議員の定数及び選挙区について
2. 市町村合併について

○協議事項

1. 議員定数及び選挙区について
2. その他

出席委員（12人）

委員長	長	蓬原正三
副委員長	長	凶師博規
委員		緒嶋雅晃
委員		福田作弥
委員		野辺修光
委員		濱砂守
委員		黒木覚市
委員		中野一則
委員		河野安幸
委員		満行潤一
委員		河野哲也
委員		権藤梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（2人）

前屋敷 恵 美
川 添 博

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長 丸山文民

地域生活部次長 森山順一
（地域政策担当）

部参事兼生活・文化課長 日高勝弘

部参事兼市町村課長 江上仁訓

市町村合併支援室長 坂本義広

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 松下新一

政策調査課課長補佐 井上直三

○蓬原委員長 それでは、ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、まず、今後の審議の参考とするため、地域生活部より「県議会議員の定数及び選挙区について」及び「市町村合併について」概要説明をいただきたいと思っております。

その後、委員の協議に移りまして、議員定数及び選挙区について、皆様に御協議していただきます。なお、その冒頭に、書記の方より「議員定数に関する全国の状況」及び「一票の格差の判例等」について説明をさせたいと思っております。以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、通常であれば、執行部の概要説明の際に、委員及び執行部幹部職員の紹介を相互に行うところではありますが、時間の制約等もございまして、配席表を配付することでかえさせていただきますので、御了承願います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いた

します。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○**蓬原委員長** それでは、委員会を再開いたします。

地域生活部の皆様方には大変お世話になります。おはようございます。

初めに、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長の蓬原でございます。私ども委員12名が今後1年間、県議会議員の定数及び選挙区について調査活動を行っていくこととなりました。定数も選挙区も私たち議員自身に関することですので、基本的には私たちが主体となって審議を進めていくわけですが、委員会での審議の参考とするため、資料の提供や概要説明を御依頼することもあろうかと思っておりますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、委員の紹介については、時間の都合もありますので、さきに配付の配席表にかえさせていただきます。

また、地域生活部の皆様の配席表も各委員に配付してありますので、御紹介をいただく必要はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、地域生活部からの概要説明をお願いいたします。

○**丸山地域生活部長** 皆様、おはようございます。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、お手元の資料を開いていただきたいと思っております。目次のところをごらんください。

大きな1番目として「県議会議員の定数及び選挙区について」、その項目が2つございます。

議員定数に関する地方自治法の規定について、それから県議会議員の選挙区及び各選挙区の定数について、それから、大きな2番目としまして「市町村合併について」、合併の経緯とか市町村合併推進構想、これについて説明をさせていただきたいと思っております。詳細については、市町村課長と市町村合併支援室長の方から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○**江上市町村課長** お手元の資料によりまして、県議会議員の定数や選挙区に関します関係法令の規定等につきまして御説明を申し上げます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。

まず、議員定数に関します地方自治法の規定について御説明いたします。

都道府県議会の議員の定数につきましては、ここに記載しておりますけれども、自治法の90条の規定によりまして、条例で決めるということとされております。

また、その定数の上限数につきまして、人口区分ごとに第2項でその数が決められております。その区分は大きく3つございます。ここに書いておりますように、一号、二号、三号とあるわけでございますけれども、本県が該当するところは三号でございますが、点線の枠で囲っておりますけれども、そのところをわかりやすく下の方の参考というところで具体的な人口を書いて区分しております。本県の人口は115万人余でございますから、この表の人口区分によりまして、定数の上限数、この上限数は48人となっておりますので、この48人を超えない範囲で現在の条例で45人という定数が定められているところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

①としまして選挙区の設定方法について、②としまして各選挙区の定数の決め方について、

③としまして、下の方になりますが、市町村合併にかかわる規定について、それぞれ整理をいたしております。また、この右の方、3ページでございますが、現在の選挙区別の定数等についての表を記載してございます。

それでは、2ページの①の方から順に御説明を申し上げます。

まず、①の選挙区の設定方法でございますけれども、この設定につきましては、公職選挙法にその規定がございます。

ここに書いておりますように、選挙区は郡市の区域によるという原則がございます。郡の区域内に市が設置されましたり市の区域の変更があった場合には、郡の区域はみずから変更するという規定がございます。これは自治法でございますが、郡の区域はみずから変更するとなっておりますので、仮に市町村合併の結果として郡や市の区域に変更が生じることがございます。こういう場合には、自動的にといたしますか、何もしなくてもといたしますか、法律上当然に県議の選挙区はその合併の時点で変更されるということになっております。

なお、これにつきましては、合併特例法によりまして、別の方法を選択することも可能となっておりますので、これにつきましては、後で③のところの後ほど御説明を申し上げます。

繰り返しになりますが、選挙区は郡市の区域によるという原則で選挙区が設定されると申し上げましたが、これには例外がございます。下の方に強制合区、任意合区と書いてありますけれども、これが例外でございまして、隣の選挙区とくっつけてもいい、もしくはくっつけなければならないという規定がございますけれども、その御説明をいたします前に、右の方の3ページの資料をごらんいただけますでしょうか。

この表は現在の16の選挙区とその選挙区内の人口、それから各選挙区の議員の定数、それから選挙区の人口を議員定数で割った選挙区ごとの議員1人当たりの人口、それから議員1人当たりの人口の選挙区間の格差、それから各選挙区の人口を議員1人当たりの人口、Aでございますが、この2万5,623人で割ったいわゆる配当基数と言っておりますが、その配当基数と、それに基づくいわゆる機械的に案分した人口比例定数をあらわした表でございます。この配当基数の欄を見ていただきたいと思っておりますけれども、この配当基数の欄によって、先ほどの左の方に書いてございますが、強制合区と任意合区の規定が適用されるということでございます。

具体的な数字で申し上げますと、右の方の配当基数の数字が0.5未満の市または郡があった場合には、その場合には独立の選挙区ではだめだと、隣の隣接する選挙区と強制的にくっつけなければならないという規定でございます。0.5を超えているんだけど、1に達しないという場合がございます。この場合には、隣の選挙区とくっつけてもいいし、くっつけなくてもいいと、それは選択できるというものでございます。したがって、これが1を超えている場合、1以上の場合には、これは今の公職選挙法の規定のもとではくっつけることはできない、単独の選挙区でしかあり得ないということでございます。

ただし、今の45人という定数を前提とした配当基数でございますから、この45人の数字が下がっていけば配当基数は下がっていきますので、理論的には、例えば32名あたりまで仮に定数を下げますと、1人当たりの人口というのが3万6,000ぐらいになります。そうしますと、例えば西都市は今3万5,000ちょっとでございますか

ら、西都市も配当基数が1を切るということになりますので、定数のいかんによって配当基数が変わってくるということになろうかと思いません。

ちなみに、今の45人という定数を前提とした配当基数を書いてございますけれども、これで見ますと、1を切っておりますのが串間市、えびの市、それから北諸県郡、西諸県郡、西臼杵郡、これは1を切っておりますので、今の公職選挙法の規定に基づけば、この選挙区については隣の選挙区とくっつけてもいいし、今のようにならなくてもいいということになろうかと思いません。

逆に言いますと、例えば宮崎郡でありますとか東諸県郡、これは配当基数が1.12もしくは1.13でございますから、今の45人という定数のままでは、宮崎郡は1郡1町でございますが、1郡1町を隣にくっつけるということにはできないと、同じように、東諸県郡も1郡2町でございますが、今のままでは単独の選挙区しか選択できないということでございます。

もちろん、これも先ほど繰り返しのようになりますが、定数を下げていけば、例えば40人に下げると配当基数が1を宮崎郡は切ります。同じように、39人に定数を見直しますと、東諸県郡は配当基数が1を切ります。ということになりますので、定数いかんによっては配当基数も変わってきて、任意合区の幅が広がるということでございます。

以上が強制合区と任意合区の考え方でございます。

任意合区につきましては、現在、南那珂郡と日南市が任意合区という形で事例としては県内でございます。

それから、3番目の特例、これは若干異なり

ますが、飛地特例というのがございます。1つの郡がほかの郡なり市なりによって分断されるというケースでございます。こういう場合には、その分断されている地域、これをそれぞれ1つの郡と見なしていいと、それぞれ1つの郡と見なして、先ほど申し上げました合区の規定を使ってもいい、使わなくてもいいということでございます。

県内事例は、西米良村と西都市と書いておりますけれども、今、児湯郡が西都市によって2つに分断をされております。その場合に、西米良村もこの場合、この規定によりますと、1つの郡と見なしてもいいということでございますから、西米良村を1郡と見なしてもいいわけでございますが、その場合には、西米良村の人口から配当基数が0.5を下回っておりますので、この場合には単独の選挙区ではだめだということでございますから、西都市と強制合区をするか、もしくは児湯郡と飛地で1つ選挙区をつくるかという選択があるわけでございますが、この場合には西都市との強制合区の道を選んだという飛地特例でございます。

それから、ここに書いておりませんが、北川町が一時期、今度の選挙までの間でございますが、飛地という時期がございましたので、その間は飛地特例を使っておったんですが、同じように人口の関係で配当基数が0.5以下ということで、延岡市と強制合区の道を選んでおった。ただ、その後、合併しましたので、必然的にそれは消滅しておりますけど、そういうこともあったということでございます。

以上が公職選挙法によります選挙区の設定の原則とその特例でございます。

合区する場合の基準につきましてはここに書いておりますけれども、当然でございますけれ

ども、合区する場合には、行政区画とか地勢とか交通事情とかいうのを総合的に考慮して、どの選挙区とくっつけるか、もちろん隣接する選挙区でございますが、隣接する選挙区の中でどことくっつけるかを決めなさいという規定でございます。

以上が選挙区の設定についての公職選挙法の規定でございます。

次に②でございますけれども、これは選挙区を決めた後の議員定数の決め方でございます。

これについても原則と特例、例外がございますまして、まず原則につきましては、ここに書いてありますように、人口に比例して各選挙区の定数を決めなければならないということになっております。右の3ページの表でございますけれども、3ページの表の人口比例定数と書いてございます。宮崎市の14から7、5と書いてありますが、これがまさに原則どおり機械的に各選挙区ごとに割り振った定数でございますけれども、これが原則でございます。

しかし、これにつきましては特例がございますまして、ここに書いておりますように、特別の事情があるときは、人口を基準とするんですけれども、地域間の均衡を考慮して決めることができるとされております。現在は、多くの都道府県議会が本県と同様に、この特例を使っているというのが一般的でございます。

なお、この特例が設けられた趣旨でございますけれども、これにつきましては、それぞれの地域にはいろいろ地域固有の行政課題がございます。そのことを十分に県政上も配慮する必要があるのではないかということもございます。そのため、各選挙区間の定数配分というのを機械的に単純に人口で比例して行った場合には、必ずしも都道府県の行政の円滑な推進が図られ

ない場合があるのではないかとということもございまして、そういうことを考慮された上でこのような特例が設けられてございまして、それぞれの地域の代表を地域の実情に応じて確保することができるということをされているものでございます。

次に、③でございますけれども、県議会議員の選挙区や定数と市町村合併との関係でございます。

先ほど、市町村合併によって郡市の区域に変更が生じた場合には、選挙区は自動的に何もしなくても、その日から合併後の郡市の区域になると申し上げましたけれども、したがって、それ以降の選挙、ですから、合併によって区域の変更がなされ、自動的に県議会議員の選挙区が変更されます。したがって、その日以降に行われる選挙につきましては、新しい選挙区での選挙ということになります。もちろん、この選挙は補欠選挙を含みます。

ですから、新しい選挙区でやらないといけないうわけでございますけれども、これにつきましては、合併特例法の期限内の合併に限って、特例法の規定がございまして、この合併特例法の規定を適用した場合、(2)で書いておりますけれども、合併の日までに選挙区の特例条例を決めれば、一定期間については従来の選挙区、したがって、合併が行われる前の選挙区とすることができるというふうにされております。

また、これは現実的ではないかもしれませんが、そのほかには、合併市町村が以前属していた区域に合わせて、ですから、両方の選挙区を合わせて大選挙区を設けることもできるという規定もございまして、現実的ではないかもしれませんが、いずれにしましても、一定期間について、選挙区の特例条例を決めれば、従来の選

挙区で選挙はできるということでございます。

なお、この特例期間の適用期間についてでございますけれども、これは合併の日から次の一般選挙後の任期が終わるまでの間で選べるということになっておりますので、解散がなければですが、今の県議会議員の先生たちの任期といえますのは、19年4月が選挙でございましたから、解散がなければ次の一般選挙は23年4月でございます。ですから、23年の選挙で選ばれた議員さんたちの任期が終わるまでの間、ですから、23年の次の選挙の前までは特例を選ぶことができるということで、特例を選択することができるということでございます。

その特例を使うかどうかの現実的な意味でございますけれども、これは一般的には補欠選挙の場合に生じてまいりまして、議員が欠けて補欠選挙を行うと、ですから、合併が行われて次の一般選挙までの間に、何らかの事情で補欠選挙を行わなくてはならない理由が生じた場合に、今回のような特例を使うかどうかという意味が出てくるかと思えます。

その特例の使い方は幾つかあるわけですが、大きくは3つあるかと思えます。1つは、合併後、次の一般選挙までの間、ですから、20年に合併がされれば、23年の一般選挙までの間、特例を使うのか。失礼、まず1つ目は特例を使わないという選択。2つ目が、合併後、次の一般選挙の前まで使うかという選択、それから次は、次の一般選挙も特例を使うかという選択、先般の合併に伴う特例法につきましては、このパターンが使われたわけでございますけれども、その選択があるかと思えます。

仮に特例期間を23年4月の前まで使うという選択をされるとすれば、その間の補欠選挙は従来のままでございますけれども、一切特例を使

わないということになりますと、その間の補欠選挙は新しい選挙区での補欠選挙ということになろうかと思えます。

以上、概略を御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○坂本市町村合併支援室長 おはようございます。市町村合併について御説明をさせていただきます。

お手元の委員会資料の5ページをお願いいたします。

「1 経緯」について記載しております。

12年度の国の動向に書いてございますように、4月、地方分権一括法が施行されたところでございますが、これで平成のいわゆる大合併というのが幕をあげたわけでございます。これによりまして、県といたしましても、市町村合併支援本部を設置いたしますとともに、各市町村長さんへ合併の取り組み等を13年度にかけてお願いしていったわけでございます。

その後、14年度から16年度にかけまして、県内各地でいろいろな合併協議会、任意あるいは法定の合併協議会が設置されまして、熱心な御議論、また取り組みがなされたところでございます。その結果、平成17年度までに、各地域で合併が御承知のとおり進みまして、本県の市町村数は44から31市町村に17年度末ではなったわけでございます。

それまで、根拠法令となっておりました合併の法律が一たん旧法ということで閉じまして、少し表では前後いたしますが、17年度の4月に国の方で合併新法というのを施行されました。これが5年間の時限立法でございまして、平成21年度までを期限として新法が施行されたところでございますが、これで第二ステージといえますか、第二幕があいたというようなところで

ざいます。この新法に基づきまして、県では、後ほど御説明いたしますが、市町村の合併推進構想を策定したところでございます。

なお、18年度におきまして、右側の欄でございますが、延岡市と北川町が合併されまして、これで現在、30になっておるところでございます。

5 ページについては以上でございます。

続きまして、6 ページをお願いいたします。

2の「宮崎縣市町村合併推進構想について」でございますが、まず(1)構想策定の趣旨であります。

これは、合併がある程度進んだものの、依然として1万人未満の市町村が県内で約3分の1程度、10町村程度ございましたので、引き続き合併を推進する必要があるということで、今後の市町村の組み合わせ等について県として方向性を示し、合併議論のスタート台とするために構想を策定したものでございます。

(2)以下記載しておりますが、具体的にはお手元にパンフレットが配付してありますが、それに基づきまして説明させていただきたいと思っております。

パンフレットの8ページをおあげください。

8ページ、上の方でございますが、「構想対象市町村の組合せ」と、合併の対象の組み合わせといたしまして、次のような考えで組み合わせを策定しております。

まず、上の方の黄色い枠で囲んでおりますが、「将来の望ましい市町村の姿」、どういう市町村であるべきかということをもとに定義づけいたしまして、「①住民に身近な事務を自ら行うことができる市町村」から始まりまして、4番目の「住民との協働によるまちづくりを進める市町村」ということで、要は財政基盤がしっかりとした

市町村、そして、なおかつ専門的な職員を抱えることができ、いろんな住民からの高度なニーズとかございますので、将来的にはそういうのに対応できるような市町村であるべきだと、そういうことをまず置きまして、そういう市町村であるために、じゃどうすればいいかということで、真ん中から「組合せの基本的な考え方」といたしまして、4つの観点ということで書いてございますが、「①生活圏・経済圏の一体性」、これはそこに書いてございますように、通勤や通学や医療の生活圏、あるいは商圈といいますか、買い物とかそういうものを含めまして考えると、それから民間経済団体、いわゆるJAとかあと森林組合、いろいろあるとは思いますが、そういうものの枠組みがどうなっているかと、そういうことで考えることが1つ。

2つ目に「広域行政・広域計画等の状況」ということで、左側の7ページにも記載しておりますが、例えば消防事務、いろんな大きな市が消防は常備されておまして、あと郡部につきましては、そこが委託を受けるというようなところで消防事務がなされておりますが、そういうこと、あるいはごみの共同処理等々ございますが、そういう広域的な事務処理の状況等を考えること。

それから、3番目に「歴史的・文化的な結びつき」ということで、市町村の昔からの結びつきといいますか、そういうことを歴史的にも勘案すると。

あと、4番目といたしまして「都市部と農山漁村地域との連携」ということで書いてございますが、特に都市部と農山漁村ということで、いわゆる大きな川が県内にはございます。五ヶ瀬川、耳川等ございますが、そういう川の川上、川下にも着目した流域の市町村の結びつき、あ

るいは川を主体とした例えば観光開発なり、そういう広域的な開発計画等を考えるとといったような視点。

そういうような4つの観点から考えた組み合わせが右側に、ちょっと小さいので恐縮でございますが、7地域、上の方から延岡を中心とした県北地域、それから日向市を中心としたところ、県西、県南に至るまで7地域を、一応これが一番望ましいのではなからうかと考えたところでございます。なお、人口的にも、一番小さなところでも8万人以上の地域を考えたところでございます。

パンフレットの次のページ、9ページをお開きください。

市町村の組み合わせにつきましては、ただいま御説明した7地域が最も望ましいということで一応考えたところでございますが、ただ、現実的に合併新法の期限というのが平成22年3月ということで、かなり迫っております。そのため、合併の実現性も前提として、組み合わせをある程度考えなきゃいけないということもございまして、本来の望ましい市町村はあくまで7地域、7区域と考えておるところですが、そこを見据えまして、構想対象市町村といたしましては、右側のページのように10の地域の組み合わせをもう1つ示しております。これは今申し上げましたように、合併新法の期限等を勘案した上で市町村の結びつきの強さ、これを統計的に分析した結果や地域の歴史的なつながり、文化的なつながり、あるいはこれまで地域で合併に向けていろんな協議会が設立されてまいりましたが、そういう取り組み状況等々を総合的に勘案して、一応この10の地域をお示したところでございます。これを一つのたたき台といえますか、スタート台といたしまして、各地域で合

併の議論の始めとしていただくようお示しをしたところでございます。

組み合わせについては以上でございますが、委員会資料にもう一度お戻りください。

委員会資料の8ページでございます。

「3 今後の合併の見通し」ということで記載しておりますが、日南市の方で現在1市2町の枠組みによる合併を目指して、法定合併協議会の設置に向けた準備作業に入ることとなったところでもあります。

最後に、参考として、スケジュールということで上げておりますが、約2年ということで表の一番左側に記載しておりますが、合併に要する時間といたしましては、さまざまございすけれども、大体2カ年程度必要ということで考えております。今後、その下の2の方で合併新法の期限ということで平成22年3月31日と記載しておりますが、これを実現するためには、本年度内に取り組みを開始されることが必要だと考えておるところでございます。

ちょっと足早でございましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○蓬原委員長 ありがとうございます。御説明が終わりました。御意見、質疑等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○満行委員 まず、市町村課長の言葉の使い方ですね。強制合区、任意合区という、我々は合区というふうに認識してたんですが、ほかの都道府県でも合区という言葉を使っているところも多いんですけど、これは法で言う言葉ですから、どう読んでもいいのかもしれませんが、その認識はどうなんでしょうか。

○江上市町村課長 おっしゃるとおり、通常合区というふうに言っておりますが、私、合併ということをよく使うものですから、合区の方が言

いやすいものですから、合区がっくと言っております。
それだけの違いでございます。

○満行委員 前回は定数問題については議論しましたが、その中でも大きな議論になったのは、今、法の中ではなかなか増減について非常に難しいと、制約がある。一番の問題は、選挙区が郡と市の区域によるという、ここがやはり難しい状況があって、なおかつ一票の格差、そういう最高裁の判例とかいろいろ考えると、なかなか一挙に定数を落とすのが難しいということで、結局この市町村合併が進んで郡市単位によるというのは、もう合わない状況がたくさん全国的にあるんじゃないのかと、これは法の改正が必要じゃないかという議論にもなりましたが、その後、全国的に合併も進んでいるわけですが、この選挙区の郡市の単位によるという、改正しろという動きは、全国的にあるのかなのか、国に対してそういう要望があるかどうか、わかたら教えていただきたいと思えます。

○江上市町村課長 言われましたように、郡市の区域によるという規定がございますが、合併等によりまして郡の形が大きく変容してきております。現に本県でも1郡1町というのが2つ、三股町と清武町でございますけれども、全国的にも1郡1町が160ぐらいあると聞いております。そういう中で、郡という制度そのものが、明治、大正時代には郡長とございまして意味があったんでございますが、現実的には今地名として使われているだけ、法律的な意味というのは、まさに公職選挙法だけと言ってもいいぐらいの意味しかございません。そういう中で、言われましたように、この規定を見直すべきではないかという議論があったことは承知しております。17年の国会でもそういうふうなやりとりがなされておりました、議論するということは

聞いておりますけれども、その後の経過については承知しておりません。

ただ、この郡市の区域によるという決め方について議論があるやに聞いておりますが、ただ、ゲリマンダーという言葉がございます。多数で政権を握っている方たちが自分の都合のいいように選挙区をつくることをゲリマンダーと言っておりますが、県議の選挙区の場合にも、もちろん本県の場合はそういうことはないわけですが、ある程度の基準なりルールなりはあってしかるべきじゃないかというふうに思っております。

○蓬原委員長 今、何マンダーでしたっけ。

○江上市町村課長 ゲリマンダーという、ゲリーさんというアメリカの知事が自分の都合のいいような形の選挙区をつくったと、その選挙区の形がトカゲに似ておったということで、トカゲの形を何かサラマンダー、そう言うらしいです。その造語でゲリマンダーというふうに言っていると聞いております。

○濱砂委員 解釈の問題なんですけど、市郡とするというこの原則なんですけど、郡市、これはこれからの問題ですから、基本的なものの考え方としてちょっと確認しておきたいのですが、市と市の合区というのはあり得ないんですか。

○江上市町村課長 もちろん、市と市の合区は、例えば先ほど言いましたように、配当基数がどちらかの市が1.0を切るということもあるかもしれませんが、ですから、市と市の合区も、これは当然可能でございます。今の制度の中で可能でございます。

○濱砂委員 それでは、当然に郡と郡との合区というのも可能だということですね。

○江上市町村課長 あくまで合区の基準を満たせば可能でございます。

○黒木委員 その合併新法が平成22年3月31日と期限がありますよね。今年じゅうに合併の動きがもっと活発になっていないと、恐らく2年かかるわけですから、今のお話を聞きますと、今その合併の動き、まだ合併をされていないところ、これからしようとするところ、何か動きがどれぐらいあっていますかね。

○坂本市町村合併支援室長 幾つかの地域で合併に向けて真摯な取り組みが始まっております。その背景といたしましては、4月に統一地方選挙がございまして、新しい首長さんたち、また継続して期を重ねた首長さんたち、当選されてこられたわけですが、実は平成16年度、今から2～3年前から、市町村の収入の3分の1を占めます交付税、これが三位一体の改革でかなり削減をされてます。トータルで見ますと、大体2割ぐらいカットされております。その手当ては一応されてはおりますが、本県で考えますと、大体うちが1,500億ぐらい交付税があったんですが、2割落ちますと300億近い額になるわけですね。今後どうなるかといいますと、まだ交付税を借り入れて賄っておる状況でございますので、恐らくまだ絞ってこられるのではなからうかと、その辺を首長さんたちもひしひしと感じ取っていらっしゃるようでございます。そういうこともございまして、今後、合併に向けて、まだ一部地域ではあと4～5年はどうかななるんじゃないかなろうかと思っただけの方もいるようでございますが、やはり期限も迫ってきておりますので、真剣な取り組みがさらに出てくるのではないかなと考えております。以上でございます。

○河野安幸委員 今の関連ですが、合併新法、平成22年3月31日で終わると。合併特例債はもうなくなったんでしょう。あとの見返りが何か

あるわけなんですか。

○坂本市町村合併支援室長 以前、合併特例債という大変有利な制度がございました。おっしゃるとおり、現在ではなくなっております。名前が合併の推進債ということになったんですが、一応起債としてはあるんですが、その条件が非常に悪くなったところなんです。条件といいますのは、昔は例えば1億円借りますと、その7割は交付税で元利償還を全部見てくれたと、手出しは3割でよかった。ところが、現在では、それが4割しか見てくれないというふうに条件が悪くなっておりますが、一応合併推進債というのがございます。

一番大きいのは、交付税を算定がえ、一般算定と言いますが、考え方といたしましては、合併すると交付税は減ります。これは事務的な経費等を交付税は見てありますので、当然職員が例えば少なくなったり首長さんも少なくなったりするわけですが、そういうので交付税は減ることになります。その減り方が、市町村によって違いますが、普通に計算すれば、大体1割から2割弱ぐらい減ってきます。ただ、そんなに合併したから減ったということではちょっと忍びないということで、特例が設けてあります。昔は、10年間はそのまま計算しますと、もとのまんまの額でいきますよと、それから、あと5年かけてだんだん減らしていきますよということで、15年間、簡単に言えばあったんですが、今はそれが、若干期間は短いんですが、10数年の期間でだんだんならして落としていくようになっております。その適用がされるかどうかは非常に大きな問題だと思っておりますので、今後、交付税が厳しくなる中で、どのように国が算定方法を変えてこられるかわかりませんが、ある程度、今の段階で今の額が合併をすればある程

度の期間は確保されると、そういうことが裏づけでありますので、そっちもかなり大きな特典ではないかなと考えておるところです。以上です。

○濱砂委員 これも一つ確認なんですけど、今度の市町村の平成19年度予算編成の中で、基金が枯渇してもうないというところがありますか。

○江上市町村課長 19年度予算編成の中ではございませんけれども、これまでと同じような予算編成を続ければ、場合によっては20年度もしくは21年度に、そういう事態が出てくる市町村もゼロではございません。

○濱砂委員 足りない分をすべて借入金で補わなければならないという市町村というのが、予想される市町村数というのはどのくらいあるかわかりませんか、平成20年度。

○江上市町村課長 その前に、市町村の場合には国と違まして、お金が足りないから借り入れていくことは制度的に不可能でございます。いわゆる赤字国債というのは足りないということで発行できるわけでございますが、市町村の場合の赤字地方債というのは、これはまさに例外的な場合を除いて物をつくる時しかできませんので、ですから、予算が組めないから赤字地方債を発行することはまずできません。したがって、基金を取り崩して予算を組むということになるわけでございますが、問題は、取り崩し基金がなくなった場合に予算が組めないという事態が生じてくるということでございまして、そういう団体が20年以降、場合によっては同じような予算編成を続ければ出てくるという団体は、場合によっては、1、2あるかもしれないという状況でございます。

○濱砂委員 いわゆる規模縮小、予算規模の縮小で図っていくしかない、いわゆる市町村と

いう姿を維持するためには、規模縮小、財政の縮小を図るしかないというのが現状ですね。

○江上市町村課長 おっしゃるとおりでございます。まして、税収増があるか、もしくは交付税増があるか、それがもしなければ、あとは赤字の地方債は発行できませんので、歳出を削るしか方法はないということでございます。

○福田委員 江上参事の明快な説明を受けまして内容はわかったんですが、もう一つ、前回の委員会で私ども委員側からお願いしました資料が提出されていますが、委員長、これもあわせてちょっと説明をいただきたいんですが。

○蓬原委員長 これは一応後から書記の方で説明するというようになっております。今聞いた方がよければ、どうしても今聞いておかないといけないということであればですが。

○福田委員 全国の状況が載ってますから、専門家ですから、ぜひ。

○蓬原委員長 準備されていますか。結局後にやる全国の状況だと思うんですが、これについては書記の方で後ほど説明するというようになっております。先ほど申し上げました。

○福田委員 委員長、せっかくここに専門家がいらっしゃるから、詳しく説明してほしいんですよ。

○蓬原委員長 それでは、市町村課長、御説明をお願いいたします。

○江上市町村課長 事務局の方がおつくりいただいた資料でございます。

簡単に1枚目から御説明申し上げますと、これは議員定数についての全国の状況というふうに書いてございますが、これは上の方から、左の方は国調人口とそれに伴います、先ほど申し上げましたが、法律で決まっておる上限数、それからそれに伴う減少率等々が書いてございま

す。ちなみに、宮崎県につきましては、法定数が宮崎と同じというところは4つございまして、上の方から秋田県、それから石川県、それから隣の大分県と宮崎県、これが同規模の県でございますけれども、その同規模の県の条例定数は、上の秋田から45、本県と同じでございます。石川が46、それから大分が44、宮崎は45、宮崎は真ん中ということでございますが、右の方にその減員率の順が書いてございます。本県の宮崎が48が45になった場合が減員率は6.3%の減でございますが、一番減員率の高いところは岐阜県でございますけれども、24.6%の減員、上限数と条例定数の差がこれだけあるということでございます。

次のページが今回の合併といいますか、今回の統一選挙に合わせて定数をいじくったかどうかという表だと思いますけれども、17年と19年の条例定数をどれだけ減らしたかというのが書いてございますが、もちろん本県は削減がゼロでございますけれども、 $A - B$ がゼロでございますが、全国的には新潟県が今回の統一選に合わせて8つ減らしたという数字がずっと上の方から書いてございまして、宮崎県はゼロという数字が書いてございます。

それから、その右のページは、これはいわゆる人口を条例定数で割った、先ほど配当基数と申し上げましたが、配当基数のもとになる数字でございますが、その数字は宮崎県はどのくらいのレベルにあるかというのがここに書いてございまして、先ほど2万5,600云々と申し上げましたが、宮崎県の2万5,000云々というのは36番目に位置するということでございます。それがこの表に書いてございます。

それから、その次のページは、都道府県議会に係る、これは一票の格差に伴います最高裁ま

で争われた結果でございますけれども、一票の格差について大まかに申し上げますと、大体3倍を超えているか超えていないかによって違法か合法かの差が出ているというふうな多分これは表なんだろうと思いますが、もちろん最高裁は、この数値には、3倍とか4倍とか2倍とか、特定の数値の限界を設けて一律に判断されてはいないようでございますが、結果としてはこういう数字が出ているということかと思えます。

その次のページが議員定数に係りますいわゆる格差の全国比較でございますが、宮崎県は1.93倍でございます。先ほどの表でござんいただいたと思いますけれども、1.93倍でございましたが、全国は2.17倍が平均だという表でございます。以上でございます。

○福田委員 説明を受けた内容からしますと、一にも二にも本県の議員定数については、法律的な判断からは何ら問題はないと、しかし、本県の財政状況等を考えると、現状では限りがあることを個人的には判断せざるを得ないのかなと考えておまして、先ほどの資料の中で、それぞれの選挙区の事情もあるわけでありまして、私どもはこれから定数をどこに置いて、そして配当基数の問題等、真剣に検討していく必要があるなということを実感として感じました。あとはまた委員会審議の中でお願いしたいと思えます。

○凶師副委員長 今の丁寧な御説明でよくわかったんですが、その減員率が高い県の経緯といいますか、ここに至った原因とか理由がもしわかっておれば教えてください。

○江上市町村課長 申しわけございません。把握しておりません。

○蓬原委員長 ほかに質疑はございますか。なければここで終わるということになります。

また来ていただくというのは大変でございますので、この際ですから聞いただけ聞いてください。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 それでは、ないようでございますので、以上で地域生活部の概要説明を終わらせていただきます。

地域生活部の皆様は退席いただいて結構です。ありがとうございました。御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時57分再開

○蓬原委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここからは、委員の皆様にご協議いただくわけではありますが、先ほども福田委員から前もって質問がありましたけれども、「議員定数に関する全国状況」及び「一票の格差の判例等」について書記の方から説明するということになっておりました。改めてここで、ダブるかもしれませんが、説明をいたさせますので、よろしくお願いたします。松下書記、よろしくお願いたします。

○松下書記 御説明いたします。先ほど簡単に御説明がありましたので、補足的な部分を主に御説明いたします。

資料1の1枚目は「減員の状況」でございます。

先ほど説明がありましたように、宮崎県は人口115万3,000人ですので、上限数が48となっており、条例定数を45と定めておりますので、3名の減員、減員率は6.3%となっております。

右の方の表が減員率の高い都道府県の順なのですが、最も高いのが岐阜県24.6%です。法定

上限数が61に対して、条例定数を46と定めております。先ほど副委員長の方からありました岐阜県の状況なんですが、簡単に聞いたんですが、ずっと以前から選挙のたびに少しずつ減員してきているようでありまして、その積み重ねがこのような高い減員率につながっているようです。ちなみに、ことしの4月の統一地方選挙時にも3名減員したと伺っております。

逆に、減員率が最も低いのは和歌山県でありまして、全国で唯一減員率が0%であります。法定上限数46のまま条例定数として定めております。和歌山県でも、平成17年度に定数見直しが検討されたようなんですが、本県と似たような形なんですが、合併の動向を見ながら、19年度以降、新体制で検討するというようなことになりまして、定数が維持されたとのことであります。ただし、ことしの9月議会までには、定数削減を検討する組織を立ち上げる可能性があるというふうには伺っております。

なお、本県は全国で30番目の減員率となっております。また、全国の平均は10.3%となっております。

続きまして、2枚目の「定数削減の状況」であります。やはりことしの統一地方選に当たって、各都道府県も定数削減を行ったようです。

最も削減を行ったのは、右の表ですが、新潟県で、条例定数を61から53に削減、今回8減しております。これも削減が進んだ理由をちょっと簡単に聞いてみたんですが、最大の理由は市町村合併が進んだためとのことであります。16年度末には101あった市町村が18年度末には35まで減ったようです。これによって、選挙区そのものが大幅に減少して、強制合区が行われまして、大幅な定数削減が可能となったとい

うふうに伺っております。

逆に、今回の選挙で削減を行わなかったのは、4月に選挙がなかった3つの都県を除けば、本県を含め18の府県となっております。

続きまして、3枚目でございます。「人口比の状況」についてであります。

これは各都道府県の人口を条例定数で割った、議員1人当たりの人口についてまとめたものでございます。本県の場合ですが、下の方ですが、115万3,000人を45で割った場合は、議員1人当たり人口は2万5,623人となっております。

右の方に、議員1人当たりの人口が多い順、すなわち都道府県人口に対して議員数の割合が少ない順に都道府県を並べておりますが、本県は36番目となっております。

ただ、ここで1点補足なんです、一番右側の列の都道府県人口の順位をごらんください。これを見ますと、議員1人当たりの人口の多い順は、人口の多い都道府県の順と基本的に近いということがわかります。すなわち、議員1人当たりの人口というものは、その都道府県の人口そのものに影響される面が大きいのではないかとこのふうにも考えられます。ということで、人口比については、全国の状況や平均と単純に比較することは難しい面もあるのではないかとこの見方も可能ではあります。

ちなみに、全国平均が4万5,894人となっておりますが、これを本県の人口に当てはめてみますと、定数は約25人とかなり少なくなってしまうようであります。

以上で議員定数、全国の状況の説明を終わります。

続きまして、資料2、最高裁の判決の関係なんです、先ほど説明がありましたように、この表でいきますと、基本的には真ん中あたりの

一票の最大格差の特例選挙区以外の欄を見ていただければと思います。すると、合法性の裁量権の欄でございます。この裁量権の欄は、議会が定めた選挙区定数の条例が「議会の裁量権の合理的な行使として是認できるか」の判断であります。ですので、一番上の5.15倍の場合は、これは是認できないということで違法と判決が下っております。

これが×となっているところを見ていきますと、4.58倍、3.40倍、3.81倍、3.09倍、○となっていますのは、2.81倍、2.834倍、2.89倍などとなっております。以上からしますと、おおむね3倍までの格差であれば合法と判断される可能性が高いと考えられます。

ただし、先ほどもありましたが、判決に当たっては、この一票の格差の数値のみではなくて、人口比例定数どおりに機械的に配分した場合に自然に起こる格差、これとの比較や逆転現象の程度、この3つを重要な考慮材料として総合的に判断しているようであります。

続きまして、2枚目ですが、全国の一票の格差の状況です。

真ん中あたりの一票の格差、特例区以外の欄をごらんください。本県は下の方にありますが、1.93倍となっております、全国平均は2.17倍となっております。

右の方には、格差の大きい都道府県の順に並べた表がありまして、最も大きいのが3.52倍の北海道、最も小さいのは鳥取県の1.37倍となっております。

以上ですべての説明を終わります。

○蓬原委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの執行部の説明、それと、ただいまの松下書記の説明を含めて御協議いただきたいと思っております。自由な意見交換の時間と

いたしたいと思いますので、委員の皆様から御意見をお願い申し上げます。

○濱砂委員 まだちょっと勉強の段階で、資料の要求なんですけど、一票の格差を見てもみると、北海道が3.52倍で、北海道という面積が関係あると思うんですが、面積比の資料をまた出していただけますか。

○蓬原委員長 わかりました。ほかにごさいますか。

○中野委員 この一票の格差の中の特例区、東京は想定できますが、離島がありますから、兵庫県はどういうことかということと、それから、北海道3.52ということで、例えば訴える訴訟があれば、違法性があるということが想定されるということになりますか。

○松下書記 まず、東京と兵庫の「特例区以外」の点についてでありますけど、この特例選挙区というのは、公職選挙法に基づいて、配当基数が0.5を下回っていながらも、強制合区せずに特例的に存置できる選挙区となっております。これは非常に例外的な特殊なものでありまして、これは東京と兵庫県のみで、今回の4月の統一地方選挙までは幾つか他県も見られたんですが、すべて解消しております。ですので、特例選挙区に関しては余り判断材料には入れなくてよいのかなという気がいたします。

それと、北海道の3.52倍ですが、これがちょっと調査不足なんですけど、これが人口比例定数、人口どおり機械的に割り振った場合の一票の格差、これに近いものであれば、単に3.52倍だから違法だという判断が下される、直結されるものではない、やはり総合的に裁判は判断することもあるようですので、3倍超えていれば違法と直結するものではないのかなと考えております。

○中野委員 特例区を含むという東京都と兵庫県、東京都は伊豆諸島がありますから、それだろうと思ったんですが、兵庫はただ勉強のために、どういう事情でこういう特例区があるのかということを知りたいと、実情を教えてください。

○松下書記 兵庫県の個別の事例については、まだちょっと調査しておりません。

○蓬原委員長 次回までに調査してお願いします。

ほかにも、資料ですが、資料の請求があれば、資料のことについても御意見いただきたいと思えますし、きょうフリートークで意見交換をしたかったのは、議員定数を今後削減とした場合、先ほど福田委員からも話がありましたけど、何が一番障害になるかという、そのあたりのことも含めて、きょうはいろんな資料を集めたり、いろいろ基礎データを集めて、議論の入り口の部分ですから、そのあたりのことから入っていただければ、まだ詰め段階ではありませんので、やっていただきたいと思えますが、何が一番障害になるかなという。

○中野委員 今、委員長の話とは別ですが、意見ですが、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、法定の上限数が決まっておりますよね。自治法の改正の、合併をちょっと減らそうとか、全国的に多いんじゃないか、減らそうという話がありますが、この上限数を変更するような地方自治法の改正の動きとか、そういうものは何もないんですか。

○松下書記 その点はまだ把握しておりません。

○中野委員 東京都なんかはどんどん人口がふえるでしょう。何か東京都の動きとか要望とか、そういうのはないんですかね。

○蓬原委員長 先ほど、何か見直しの議論はあ

ったけど、ということで、それを変えるという動きはつかんでいないというような答弁をいただいておりますね。

○松下書記 中野委員がおっしゃっているのは、恐らく総定数の部分だと思うんですが、総定数については地方自治法で定まっております、総定数を決めた後に、選挙区割りとか、それぞれの選挙区の定数をどうするかは、公職選挙法で決まっています。公職選挙法については、恐らく先ほど改正の動き、要は郡市の区域によるという部分、この点は改正の動きはないのかなということだったと思います。

地方自治法の要は総定数の部分の改正の動きについてはちょっと把握しておりませんが、今、東京都が人口がふえるというお話ですが、地方自治法では上限が基本的に設けられていまして、恐らく120が上限でありつつ、若干東京都は特例もあって、プラス8になって128になっていると思います。ですので、無尽蔵に法定上限数がふえていくということは、今の自治法でも頭を押さえはされているのかなという感じはいたします。

○福田委員 議員定数の削減の問題やら市町村合併の問題というのは、一にも二にも財政状況からきているわけですから、本県の財政状況の見通し等も機会あるごとにお聞かせいただいているんですが、道州制の問題もあります、それは先のことでありますから、今の財政状況の推移の中で、これは私どもが最終判断をするわけではありますが、財政から見た本県の望ましい議員定数、これはいろいろ見方はあると思います。あるんです。なぜ議員定数が県民やあるいは世論からいろいろ注目を浴びるかといいますと、私はこれからの行財政改革のお手本、この議会あたりが行財政改革のお手本として議員定

数の削減をしない限り、なかなか進んでいかない、ここを見ていると思うんですね。議員定数は財政状況が許せばふんだんにあって、地域の意見を吸い上げるのが一番望ましいんですが、財政状況がそういう状況を許さない、そういうふうに見ているんですよ。その辺から資料として、望ましいというか、向こうは出し切らんかもしれないけど、資料として欲しいなど。どういう宮崎県の財政状況の中で議会の関与、しかし、これから行財政改革を推進する原動力になれば、議会が今のままの定数でいいということもあり得るわけですが、その辺を考えて、私の考えですけど、資料としてね。望ましい。

○蓬原委員長 執行部から出させるということですか。

○福田委員 ええ、議会とは別ですよ。

○函師副委員長 今の福田委員のお話は、考え方の一つとしてはおもしろいと思うんですが、歳出に占める経常支出の割合で、いわば人件費をどれくらい削減すれば財政の硬直化が何%緩和されるというところにつながる見方をしてはどうかという提案だと思うんですけど、それがだから議員の数を1~2名減らす、4~5名減らしたときに硬直率が2~3%下がるとか、そこまで見えてくれば非常におもしろいなど。

○福田委員 いや、そうじゃないんです。これからの行財政改革のシンボルになっているから、数字はそんなに大きな数字は出てこないと思う、議員の定数削減ぐらいでは。これがシンボルということを我々は深く重く受けとめざるを得ないと思って悩んでいるんですよ。それはもうみんな厳しい選挙を勝ち抜いてきたわけですから、今の選挙区を定数削減されますと、次は来れないかもしれないわけですから、お互い、僕なんか特にそうですが、選挙が弱いところなの

で。それは別問題です。やっぱり行財政改革のシンボルとして議員定数削減の問題ありきかなと今度の選挙を通じて感じましたね。

○濱砂委員 先ほどの関連の資料請求なんですけど、全国の47都道府県の議会費用の割合も出してください。

○蓬原委員長 歳出に占める割合とかですね。

○榎藤委員 議論のあり方として、数が幾らというのを全国の表で見ても、40を切っているのは、法定が40ぎりぎりのところが、38とか、3県ぐらいしかないんですね。だから、私はやっぱり宮崎県がこの県議会の中で、いろいろ最近監査を含めてチェック能力とか、議会、議員の責任が問われているわけですよ。そういう中で、本来からいけば、5つの常任委員会等を維持していくための権能を含めて、議員定数というのを、それは1つか2つ減らすという議論じゃなくて、そんなに減らせるものではないということも、この委員会として、当然必要定数というのは法定で決まっておるからこうだということもありますけど、私は40から45の間で、その微減が仮にあったとしても、微減という言葉はいかんですけど、1人減れば、2万5,000ぐらいの人口を代表するわけですから、しかし、そういう議会の権能が問われているわけですから、そういう意味からの議論というか、そして我々は非専従なんですね。毎日議会に出てきている行政職とは違うわけですね。そして、行政職と対等に渡り合うか、それ以上じゃないと、問題の指摘やチェックはできないと思うんですね。そういったことを含めて、議員定数をどれぐらい、私は微減という言葉を使いましたが、この委員会の使命というのはそういうこと。

それから、あともう1つは、1人区がここの合併構想で示されているのは、10とか9とか広

域行政があるんだけど、それを7つに将来目標として上げているわけですが、こういったところ等が本当にそごを来さないのかとか、あるいは最低単位の、例えば失礼な話ですけど、宮崎市エリアの広域行政では、国富、綾が、あるいは清武町が消防とか教育と一緒にやっているけど、そういう中で、法が郡ということ、自治法上はその議論はまだされていないと、しかし、それをプールして1人区をどうするのかという議論とか、だから総定数は私はそんなに減らせるのかな、あるいは1人区をどうするのか、あるいは減らすとしたらどうなのか、どこまでしか減らせないのかとか、そういうことを念頭に置いた議論なり資料があれば行政の方にも求めて、きょう来てもらったところですから、そういう気がします。

○蓬原委員長 総合的に議論していかないかなでしょうから、それを含めて資料をいただきたいと思います。

○野辺委員 先ほどの福田委員の関連なんですけど、行財政改革の中で議員定数を減らしていきなきゃならないという基本的な考え方もあるかもしれませんが、一つには交付税がどんどん減ってくるということも背景にあると思うんですね。したがって、交付税の歳入で、1人当たり議員報酬、交付税の中でどれだけカウントされておるのか、明確にちょっと調べてほしいんです。

○蓬原委員長 わかりました。資料を求めます。

○緒嶋委員 我々は地域の代表という性格もあるわけですよ。県議会議員は全県下を見らないかん。そうすると、今、格差社会というのが言われておるんですが、あと県民の市町村の所得の格差、こういうのを見た場合に、この地域の代表が何をなすべきかということも当然ある

わけですね。そういうことを言った場合に、県も市町村も所得、1人当たり、ここ辺がどうなっているのか、そこ辺も私は一つのポイントになるんじゃないのかという気がしております。

○蓬原委員長 わかりました。所得。

まだ時間はあります。御意見がありましたら、一応まだいろいろ資料を集めて、いろんな角度から議論するためのデータづくりかなと思っておりますので、まだ入り口論ですから、必要なものはこの際出しておいていただきたいと思っております。

議会費はたしか12億円ですね。歳出に占める6,000億の中の0.2%ですから、議会権能を全部なくても0.2%しか歳出には寄与できないという、そういう数字もありますが、福田委員の意見は、それを行財政改革を行う中で率先垂範、この議会がどういう姿勢を見せるかと、そういうことをおっしゃっていたんだらうというふうに思いますから、いずれはそういう議論をしていかないかなのかなというふうに思っております。いずれにしても、精神的な障害というのはいろいろあると思いますから、だんだんと突っ込んだ議論に入っていくかといけなと思いますので、いろんな情報を集めながらやっていきたいというふうに思っております。

なければ、フリートーカーは以上できょうのところは終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 その他の協議事項でございます。

次回の当委員会の開催日についてでございますが、お手元の行事予定表をごらんいただきたいと思っております。

先日、お諮りした日程では、7月23日月曜日の開催となっております、3つの特別委員会

の終了後といたしておりました。しかし、この委員会は、なかなか議論の育成というのが、どういうふうに進展するかということもありますので、審議時間を十分に確保したいということをお考えしますと、別な日に設定した方がいいのではないかとということで、例えば7月30日か8月3日ということで、きょう決まればきょう決めていただきたいと思いますが、決まらなければいずれかということにさせていただいて、書記の方で確認をとりたいと思っております。

○緒嶋委員 委員長一任。

○蓬原委員長 一任いただければ両方、これはできればじゃなくて、必ず全員御出席いただかないと、途中で欠落しますと、議論が同じ認識の中で進めていかないといけませんから、全員出席をぜひ決まりましたら万難を排してお願いいたしたいというふうに思います。こちらでじゃ一任ということで、その両方どちらかに確認をとらせていただくということでよろしいですか。

○黒木委員 7月30日はちょっと県北の方の用件が、出先機関との会議が入ってますので、30日はちょっとあけてほしいですね。

○蓬原委員長 となると、8月3日が有力かということになります。8月3日、とっていただけますか。この場で決めます。

○権藤委員 高速道の全協はいつだったか。

○蓬原委員長 24日です。

○権藤委員 これは早過ぎるわけですか。抱き合わせと言ったら悪いけど、9時からやったらできんことはないけど。

○蓬原委員長 これは審議は終わりを設定せずにやった方が、どういう展開になるかわかりませんから。3日ということをお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 では、3日に決定させていただきます。

その他で委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原委員長 ないようでございますので、以上で本日の委員会を終わります。

午前11時26分閉会